

保護者の皆様

枚方市教育委員会

夏季休業期間中における教職員の「休暇取得促進期間及び
学校閉庁日」の設定について（お知らせ）

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市の教育振興にご理解・ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、報道等によりご存知のように政府において働き方改革が進められているところですが、中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言」では、市町村教育委員会等に対し「長期休暇期間においては一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと」としています。

このことを踏まえ、本市におきましても、教職員が休暇を取得できる体制を整え心身の健康増進を図り、児童・生徒に対してよりよい教育を行うことを目的に、昨年度より市立の小中学校の夏季休業日において「休暇取得促進期間及び学校閉庁日」を設定し、教職員は原則、勤務を要しない日としております。

つきましては、今年度も引続き下記のとおり実施いたしますので、本趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 夏季休業期間中の教職員の「休暇取得促進期間及び学校閉庁日」

- ・ 休暇取得促進期間 8月13日（火）～8月15日（木）の3日間
- ・ 学校閉庁日 8月13日（火）～8月14日（水）の2日間

2. その他

- ・ 学校閉庁日（8月13日・14日）は学校施設管理人による電話対応、来校者対応となります。
- ・ 転入手続きは、学校閉庁日（8月13日・14日）以外の日でお願いします。
- ・ 部活動等については原則行いません。
※ただし公式試合前等の場合、実施することもあります。
- ・ 留守家庭児童会室は通常どおり開室します。
- ・ 学校施設開放については通常どおりです。
- ・ 「休暇取得促進期間（学校閉庁日）」においても、非常変災時には避難所を開設します。
- ・ この件に関するお問い合わせは、枚方市教育委員会教職員課（TEL:050-7105-8040）までお願いします。